

徴税の遡及期間について

今年前半の財政収入が急速に落ち込み、景気テコ入れのため巨額の財政出動を行った影響で中国の財政が急速に悪化してきております。このため税収を増やすべく税務調査が活発に行われるようになってきておりますが、税務局の担当者より長期間遡って更生をされると言われたケースもあり、不適切な徴税が行われないように注意する必要があります。

中国における税務機関の徴税遡及期間は、税収徴収管理法及び同法実施細則において以下の通り定められています。

1. 税務機関の過失による未納・過少納税の場合の徴税遡及期間

税務機関による誤った指導（租税法律・行政規則の不適當な適用）や税務機関による違法行為の執行等、**税務機関の責任（過失）**により、**税額の未納や過少納税となっていた場合**

・・・遡及期間：3年間

中国の税実務の現場では、いまだに税務局側の指導が法令規則に準じていないケースが見受けられ、特に地方に行くほどそのような傾向にあるように思います。

特に外資系企業にかかわる税金や外国人の個人所得税の取り扱いについて、税務局の担当者がよく理解しないまま指導しているケースもあり、税務局の担当者がOKしたとしても、上記の通り誤りがあれば3年間は遡及されるので注意が必要です。

2. 自己の責任による未納・過少納税の場合の徴税遡及期間

納税者（源泉徴収義務者含む）が**意図的ではない計算誤りや明らかな誤記入により税額未納や過少納税が発生した場合**

・・・遡及期間：3年間

ただし、**納税者の錯誤による未納、過少納税が10万元以上である場合**

・・・遡及期間：5年間

3. 脱税行為による未納・過少納税の場合の徴税遡及期間

納税者が**脱税及び納税拒否、税の搾取により未納、過少納付もしくは還付を受けた場合**

・・・遡及期間：無期限

4. 移転価格税制の更正期間

納税者の関連企業間取引が独立企業間取引に基づいて行われていない場合には、税務機関は当該取引が発生した納税年度より3年以内に更正をしなければならないとされています。

特殊な状況にある場合として**以下に掲げる状況の場合**には、当該取引の発生した年度より10年

間について更正を行うことができるとされています。

- (1) 過年度において**関連企業間取引の累計額が 10 万元超**の場合
- (2) 税務機関の机上調査、分析により、過年度における関連企業間取引について、**課税収入の増額修正がある**或いは**所得額が 50 万元を超える**と推定される場合
- (3) 過年度において**タックスヘイブンにある関連企業との取引がある**場合
- (4) 過年度において、規定に基づいた関連企業間取引の申告を行っていない、あるいは税務機関の審査・調査等により、**関連記号間取引の年度申告が事実でない場合及び関連する資料の提出義務を履行しない場合**

5. 延滞金及び罰金

納税者に過少納税或いは未納がある場合には、状況に応じて延滞金や罰金が課される可能性があります。

(1) 延滞金

既定の期限までに納税しない場合には、滞納開始日から滞納額に対して一日当たり **0.05%**の延滞金が課されます。

なお、上記 1. の税務機関の過失により過少或いは未納となっていた場合には、延滞金の支払いを命じることはできないとされています。

(2) 罰金

①脱税の場合

帳簿、伝票の偽造・変造・隠匿・故意の毀損による費用の過大計上、売上の過少計上、税務規定の無視、及び虚偽申告、未納、過少納付行為を行った場合には脱税とみなされ、税務機関は**未納税額の 50%以上 5 倍 (500%) 以下の加算税**を課すとされています。

また、違反行為が重大で犯罪を構成する場合には、法により刑事責任が追及されます。

②仮装の場合

税額計算根拠をねつ造した場合には、税務機関は期限付きで改善命令を付し、5 万元以下の罰金を科すとされています。

納税者が申告納税を行わず、税額の未納若しくは過少納付である場合には、税務機関は**未納税額の 50%以上 5 倍 (500%) 以下の加算税**を課すとされています。

③納税者の未納・過少納付

納税者が期限内に納税しない場合若しくは過少納付した場合において、税務機関の指定期限内に納税しない場合は、税務機関は規定に基づき強制執行により追徴するとともに、**追徴税額の 50%以上 5 倍 (500%) 以下の加算税**を課すとされています。

5. 最後に

税務の現場では、冒頭で述べたとおり税務局の担当者より上記遡及期間を超えた年度まで遡って更正する！と言われたり、計算誤り等により過少納付があった場合に 500%の罰金を課す！と言われたりするケースがしばしばあります。

このような場合には、遡及期間については上記関連規定上の取り扱いを税務局担当者に確認してください。また、加算税については悪意をもって過少納税している場合でなければ、粘り強く税務局側と交渉することにより最小限 (50%) に抑えることができる場合も少なくありませんので、高額な罰金を要求してきたとしても、あわてずあきらめず誠意をもって対応しましょう。

(完)